港区内の特別養護老人ホーム申込について

港区内の特別養護老人ホーム入所については、要介護度及び介護者の状況等を勘案した区が作成した入所基準に基づき、入所の必要性が高い申込者から優先的に入所していただきます。

1　入所申込みできる方

申込時に要介護度３から５と認定された方で、常時介護が必要な方です。

※ただし、要介護１または２の方については、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合に限り、特例的に入所対象者とします。

2　特例的に入所対象者となる要件について

① 認知症により、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる方

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる方

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な方

④ 単身世帯、または同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分なため、居宅における日常生活を営むことが困難な方

3　入所申込書の配布場所及び申込先

・港区内の高齢者相談センター（地域包括支援センター）・特別養護老人ホーム（窓口）

・高齢者支援課（港区役所２階）（窓口及び郵送）

・港区ホームページ（窓口、郵送及びオンライン申請）

※本人又は家族（代理人）が介護保険被保険者証と印鑑を持参し、入所申込書を提出してください。

※入所申込書の提出は原則来庁（来所）もしくはオンラインによる申請です。

やむを得ず郵送する場合は事前にご相談ください。

ご相談なく郵送され、書類に不備が見つかった場合は有効な申込書とみなさない場合があります。

4　申込期限及び名簿有効期間　※やむを得ず郵送する場合は締切日必着です。

締切日	名簿有効期間
１月３１日	４月１日～９月３０日
７月３１日	１０月１日～３月３１日

5　入所順位名簿の作成

港区特別養護老人ホーム入所申込書兼調査表を提出された方に、書類審査したのち実態調査を行い、港区特別養護老人ホーム入所基準に従い点数化します。入所検討委員会において入所順位を決定し、名簿を作成します。なお、入所順位については、港区民を優先いたします。

※入所順位名簿作成にかかる調査では、原則、高齢者相談センター（地域包括支援センター）職員が調査を行います。調査にご協力いただけない場合は、入所を辞退したとみなす場合がありますのでご注意ください。

6　判定ポイントが同点の場合の順位の決定方法

①　要介護度　②年齢　③港区の居住期間　の順に入所順位を決定します。

7　特別養護老人ホーム入所が難しい場合

入所順位名簿に登録された場合でも、医療が必要な方（経管栄養、胃ろう、ＩＶＨ等）、著しい行動障害がある方（他の方への暴力行為等）は入所が難しい場合があります。

8　申込内容の変更について

申込内容の変更については実態調査（電話調査含む）を行った日までとなります。以降の変更はできませんのでご注意ください。

9　結果の通知

入所判定の結果は、締切日１月３１日分は３月下旬、締切日７月３１日分は９月上旬に、郵送で申込者（申込書兼調査書の「記入者連絡先」）全員にお知らせします。

申込にあたり、ご家族間で十分ご相談のうえ、円滑な手続きができるように事前の準備をお願いします。（契約に際し本人以外の身元引受人（代理人）が必要となります。）

結果通知後のながれについて

・施設から入所順位名簿に従って、名簿登載者へ声掛け
・入所事前調査（医療行為・著しい行動障害など）

↓

施設での入所判定委員会

↙　↘

入　　所　　受け入れ不可

・複数の施設を選択された方は最初に連絡のあった施設への入所となります。（自己都合により辞退された場合は辞退届を提出していただき名簿登載から削除となります。）
・ご案内の順番は、性別や希望施設の選択によって、前後することもあります。

10　辞退について

ご家族間での相談の結果、また状態の変化などにより特別養護老人ホームへの入所の申込を見合わせる場合は、高齢者支援課までご連絡ください。

11　その他

・港区特別養護老人ホーム入所基準(新)の項目に該当しない場合は、加点対象になりません。
・市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、居住期間への合算がありますのでお申し出ください。

12　問い合わせ

港区　保健福祉支援部　高齢者支援課　高齢者施設係

電話　３５７８－２１１１　内線２４２０～２４２４、２４１２

令和7年2月改訂